

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

マイナンバー法改正案成立で 2018 年から預金口座開設時にマイナンバー提示も

今月(2015年6月)中に「社会保障と税の共通番号」(マイナンバー)法改正案が成立する見通しだ(*衆院本会議は2015年5月21日に可決しており参院に送付済みであり、2015年6月4日にも採決する予定だったが、2015年6月1日に公表された「日本年金機構の個人情報流出事件」を受けて採決が先送りされている状態)。

マイナンバー法は2013年5月24日に既に成立しており、2013年5月31日に公布済みだ(後述※1参照)。ただ、その時に対象外だった銀行預金口座開設でのマイナンバー登録(「ひも付け」)などを可能にする改正案が2015年3月10日に国会に提出されていた。このマイナンバー法改正案が成立すると、銀行等は2018年から預金口座開設用紙にマイナンバー欄を設け、任意であるものの登録を呼びかける事となる(*新規口座は口座開設時、既存口座は来店時など)。銀行等はマイナンバーによって検索出来る状態で預貯金情報を管理する事が義務付けられる。その後、マイナンバー登録をしないと、口座開設が原則出来ない様にする「義務化」は2021年をめどに判断される(*海外などでは原則「義務化」の例もある…2014年5月12日付日本版ISAの道 特別号参照～URLは後述[参考ホームページ])。

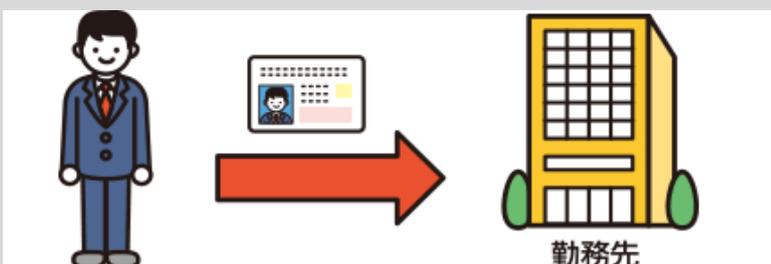
※1: マイナンバー法…まず2016年1月から国や自治体が、税・社会保障・災害対策の3分野で利用する。個人番号と法人番号があるが、ここでは個人番号について述べる。2015年10月5日(月)に国内に住民票がある全ての人(赤ちゃんも外国人も)に12桁の個人番号(*法人番号は13桁)が付番され、顔写真付きではない紙製「通知カード」が世帯ごとに市町村より簡易書留で郵送される。無作為に決まって原則生涯変わらない番号で、「住民基本台帳カード」(住基カード)は新規発行しなくなる(住基カードについては後述)。



(出所: 政府オンラインの「特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>」サイト～URLは後述[参考ホームページ])

個人はその紙製「通知カード」(*もしくは後述するプラスチック製「個人番号カード」)を扶養家族のものと共に、勤務先に提示する(*契約社員やパート、アルバイトも対象)。勤務先はマイナンバーの本人確認をして(*本人確認については後述)、コピーやスキャンなどで情報の管理をし、給与の源泉徴収票や健康保険の書類などにその従業員と扶養家族のマイナンバーを記載、税務署や自治体に提出する。

個人が勤務先に提示する時期としては「給与所得者の扶養控除等申告書」など年末調整の書類がある為、遅くとも2016年末までには提示する事となる。



(出所: 政府オンラインの「特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>」サイト～URLは後述[参考ホームページ])

2016 年末までに勤務先へ提出する以外にも、毎年 6 月の児童手当の現況届の際には市町村、厚生年金の請求の際には年金事務所、そして、NISA や特定口座開設時には金融機関へマイナンバーを提示する事となる(後述)。



(出所: 政府オンラインの「特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>」サイト~URL は後述[参考ホームページ])

尚、紙製「通知カード」と別に、希望者には顔写真付き IC チップの埋め込まれたプラスチック製「個人番号カード」が 2016 年 1 月から市町村窓口において無償で受け取る事が出来る。これを使い、企業に正しい番号であることを紙製「通知カード」より簡単に示す事が可能となるほか、金融機関で少額投資非課税制度(NISA)や特定口座開設時、紙製「通知カード」より簡単に済む事となる。プラスチック製「個人番号カード」を作らずに、紙製「通知カード」だけの場合は本人確認で運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの書類、もしくは、公的医療保険の被保険者証や年金手帳など官公署が発行した顔写真のない書類 2 つ以上を提示する必要となりそうだ。

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

様式

- 顔写真(裏)
- 顔写真(表)
- ICチップ内のAP機能

○ 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

○ 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

市町村等が用意した独自の「アプリ」を搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月	H27年10月~12月	H28年1月~
マイナンバーの付番	マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。	各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来店いただき、本人確認の上、交付。

○ 氏名、住所等をプレ印刷。写真貼付、署名又は捺印をいだけ、送付いただくだけで申請完了。
○ スマートフォンで写真を撮影し、オンラインで申請いただくことも可能とする。

○ 交付手数料について無料。
○ 国民の交付は交付時の1回のみで済むこととする。
○ 申請時に実行する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

(出所: 内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」サイト~URL は後述[参考ホームページ])

こうした事以外、このプラスチック製「個人番号カード」は運転免許証の様に身分証明書に使える。2017 年以降になると、プラスチック製「個人番号カード」を使い、カードリーダーでパソコンに接続、「マイナポータル」にアクセス可能となる見込みだ。将来的には運転免許証や健康保険証の代わりに使え、クレジットカードやキャッシュカード機能の付く可能性もある。

以上、政府オンラインの「特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>」サイト、内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」サイト、特定個人情報保護委員会が「マイナンバーガイドライン入門」、2013 年 5 月 13 日付日本版 ISA の道 その 11 を参照の事(URL は後述[参考ホームページ])。

「マイナンバー」とNISA 関連のこれまでの経緯、これからの見込み
(NISA 関連は◎印、赤い部分は当コラムで重要な所)

2015年6月8日現在

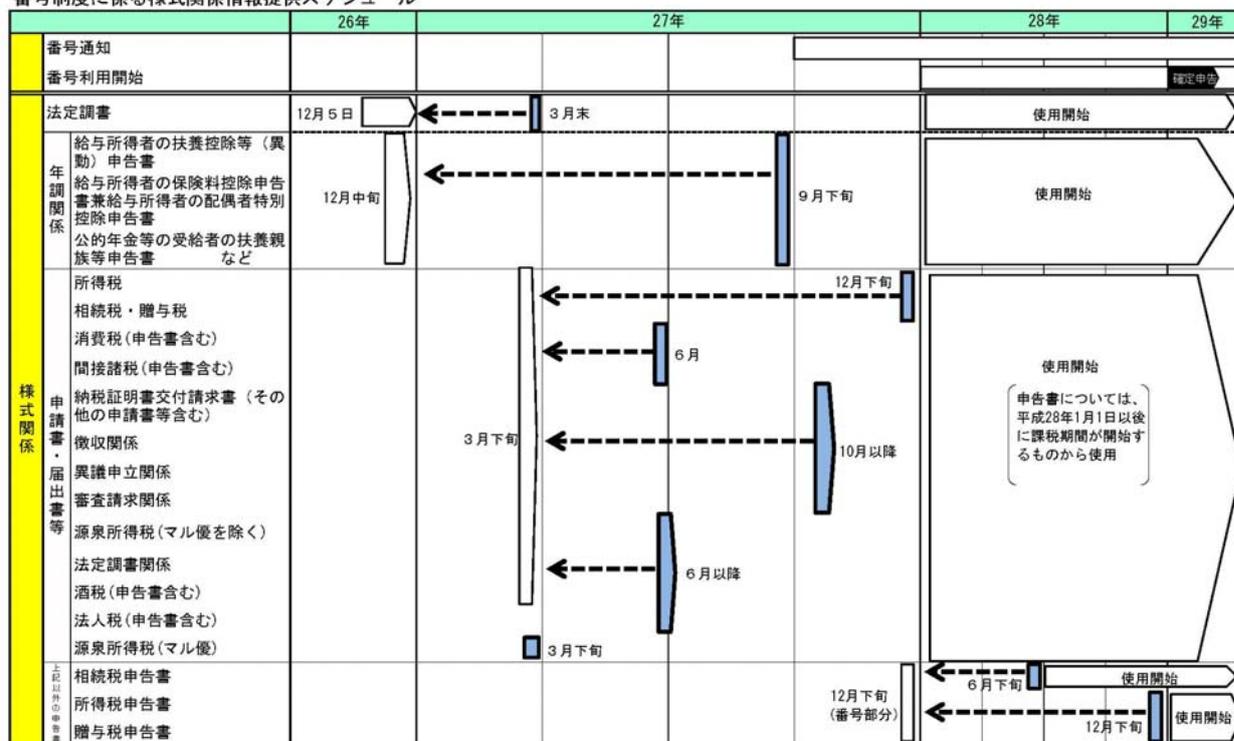
2013年5月24日	マイナンバー法案成立
2013年5月31日	マイナンバー法案公布
2013年8月30日	マイナンバーが金融庁・平成26年度(2014年度)税制改正要望に
2013年12月31日	◎株式(投信)の配当や譲渡所得等の10%軽減税率廃止
2014年1月～	◎NISA 非課税適用開始
2014年12月11日	マイナンバーの適切な取り扱いを監視する特定個人情報保護委員会が「マイナンバーガイドライン」を告示(URLは後述[参考ホームページ])
2015年1月～	◎NISAで金融機関(一つの金融機関)を毎年変更可能(再び開設可能)に
2015年1月30日	国税庁が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」告示(URLは後述[参考ホームページ])
2015年3月31日	◎NISA年120万円(2016年～)、ジュニアNISA創設(2016年4月～)決定
2015年5月21日	マイナンバー法改正案衆院可決
2015年6月(見込み)	マイナンバー法改正案成立、公布
2015年10月5日(見込み)	マイナンバーが国内に住民票がある全ての人に付番
2015年10月～(見込み)	マイナンバーの紙製「通知カード」が市町村より簡易書留郵送されてくる
2016年1月～(見込み)	社会保障分野、税分野、災害対策分野でマイナンバー利用(フェーズ1)
2016年1月～(見込み)	◎NISAや特定口座等を開設する場合、金融機関にマイナンバーを提示する *2015年12月までに開設された口座については3年間の猶予(2018年12月までにマイナンバーを通知等～国税庁「平成28年1月1日前に…」でURLは後述[参考ホームページ])
2016年1月～(見込み)	◎ジュニアNISA口座申込み開始、マイナンバーが必要(*2017年以降は前年10月から申込み開始、成人NISAでは住民票必要のまま)
2016年1月～(見込み)	◎金融所得課税一体化で金融所得内での損益通算が可能 ～2015年3月23日付日本版ISAの道 その94参照(URLは後述[参考ホームページ])
2016年1月～(見込み)	顔写真付きのプラスチック製「個人番号カード」が希望者に無償交付
2016年4月(見込み)	◎ジュニアNISA非課税適用開始(*2017年以降は1月から)
2017年1月～(見込み)	情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)運用開始 *国の機関で、自治体は2017年7月以降～税金や年金の情報を確認出来るほか、自分のマイナンバーにアクセスした人の履歴も確認可能
2017年1月～(見込み)	厚生年金・健康保険関係での利用開始(フェーズ2) *マイナンバーと日本年金機構が管理する基礎年金番号が結び付ける事となっているが、日本年金機構の個人情報流出事件を受けて年金については先送りされる可能性あり
2017年2月～3月(見込み)	確定申告でマイナンバー記載
2017年7月～(見込み)	自治体でも税金や年金の情報について「マイナポータル」可に(住民票不要)
2017年10月(見込み)	◎2018年分以降のNISA申込みで(マイナンバー利用で)住民票不要に
2018年12月までに(見込み)	2015年12月までにNISAや特定口座等の開設手続きをした投資家が金融機関にマイナンバーを通知
2018年10月をメドに(見込み)	民間や医療などへの利用拡大(フェーズ3)
2018年～(見込み)	銀行等は預金口座開設用紙に任意でマイナンバー登録を呼びかけ
2021年をメドに(見込み)	上記についての義務化するかどうかの判断

(出所: 国税庁、各種資料より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

2016年からの成人 NISA(新規)口座開設申込みにはマイナンバー提示(住民票も必要)、既存投資家や2015年内に(新規)口座開設をする投資家は2018年12月までに提示

マイナンバーが金融機関や投信に与える影響は次の通り(2014年5月12日付日本版ISAの道 特別号も参照～URLは後述[参考ホームページ])。「フェーズ1」に2016年1月から国や自治体が、税・社会保障・災害対策の3分野で利用すると言うものがあるが、これを受けて、金融機関は顧客に支払った配当等の情報(配当調書)や株式等の譲渡に関する情報(株式等譲渡調書)など法定調書や特定口座年間取引報告書を税務署に提出する際、マイナンバーを付ける(*特定個人情報保護委員会「マイナンバーガイドライン」より～URLは後述[参考ホームページ])。利子調書の提出が免除されている銀行等の預金口座は不要だ。ただ先述通り、2018年から銀行等は預金口座開設用紙に任意で登録を呼びかけ、2021年をメドに義務化するかどうかの判断がされる。

番号制度に係る様式関係情報提供スケジュール



- ※ 1 〇 は、番号を記載する様式の一部についての事前の情報提供時期を表しています。
- ※ 2 このスケジュールは、税制改正その他の状況により変更となる場合があります。

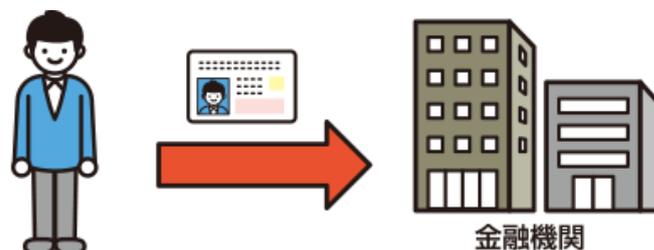
(出所: 国税庁「国税の番号制度に関する情報～URLは後述[参考ホームページ]」)

つまり、2016年1月から、NISA や特定口座等の証券口座を(新規)開設する投資家はマイナンバーを金融機関に提示する必要があると言う事である。

「マイナンバー提示で住民票の写し不要」と考える投資家や一部金融機関もいそうだが、住民票の写しは引き続きNISAの(新規)口座開設には必要である。不要となるのは、「マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う」と言う事である(2015年1月14日付閣議決定平成27年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目の概要～URLは後述[参考ホームページ])。尚、平成30年分、2018年分の申込み開始は2017年10月からである。

さらに、マイナンバー提示と言っても、紙製「通知カード」(もしくは番号付き住民票)しかない場合、顔写真付きプラスチック製「個人番号カード(先述)を持っていない場合は、本人確認で運転免許証もしくはパスポートなどの顔写真付き書類、それらが無い場合、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2つ以上の書類の提示が必要となる見込みである。これは面倒な事で事前の注意や情報提供が必要であろう(内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」サイト、国税庁「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」～URL は後述[参考ホームページ])。

NISA や特定口座等の証券口座を既に開設している投資家、もしくは、年内(2015年12月まで)に口座開設手続きをする投資家については、マイナンバー提示は2018年12月末まででよい、つまり3年間の猶予期間を持つ事が出来るので、マイナンバー提示を面倒がる投資家、もしくは、何らかの懸念を持つ投資家の中には年内(2015年12月まで)に口座開設手続きをし、先延ばしをする可能性がある(3年間の猶予期間…国税庁が「平成28年1月1日前に特定口座開設届出書を提出して特定口座を開設した者は、同日から3年を経過した日(3年経過日)以後最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は配当等の受入れをする日までに、個人番号を告知しなければならない。」と言っている～URL は後述[参考ホームページ])。



(出所: 政府オンラインの「特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>」サイト～URL は後述[参考ホームページ])

2016年1月から始まるジュニア NISA 申込みはマイナンバー提示(住民票は不要)だが、成人 NISA(新規)口座開設申込みはマイナンバー提示も住民票も必要であり、2017年10月からマイナンバー提示で住民票不要となる見込み

NISA(現行の成人 NISA)について、口座を既に開設している投資家は2014年1月から2017年12月までの4年間(の勘定設定期間)については既に、住民票の写し等を提出、口座開設が済んでいるので、2018年(平成30年)1月以降の勘定設定期間申込みの始まる2017年10月からマイナンバーを用いての口座開設となり、住民票の写し等の提出不要となる見込み。

ただ、2016年4月から非課税適用となる「ジュニア NISA」については2016年1月からの申込みでマイナンバー提示が必要で住民票は不要である(ジュニア NISA については2015年1月13日付日本版 ISA の道 その86 及び2015年1月19日付日本版 ISA の道 その87 参照～URL は後述[参考ホームページ])。

以上は NISA とジュニア NISA がマイナンバーから受ける「メリット」となる。「メリット」と言うのは、現行の成人 NISA の口座開設は住民票を取得して金融機関に提出しなければならず、住民票取得の代行サービスをする、「申し込みから口座開設まで1カ月半から2カ月かかる」(2015年2月27日付日本経済新聞朝刊参照～URL は後述[参考ホームページ])が、これが改善される事となる。2015年4月より既に、金融機関から税務署への NISA 口座開設に伴う申請方法が e-Tax に一本化し、開設までの期間が2週間程度、短縮されているが、それが「マイナンバーを使うことで口座開設までにかかる期間は1～2週間程度になる見通し」(同)となる。「『貯蓄から投資へ』——。鳴り物入りで今年1月から始まった NISA(少額投資非課税制度)だが、個人マネーの市場への流入は思うように進んでいない。申し込みから実際の口座開設までかなりの『待ち時間』がかかり、その間に投資家の『意欲』が冷めてしまうという事情がある。大きな障害として関係者から意識されているのが、4-6週間かかる税務当局の重複口座の確認作業だ。」(2014年2月6日付ライター～URL は後述[参考ホームページ])と言う問題が緩和、NISA の稼働率が高まる事が期待される。

NISA(少額投資非課税制度)の口座開設申込～開設までの期間～の大体の目安

2016年6月4日現在

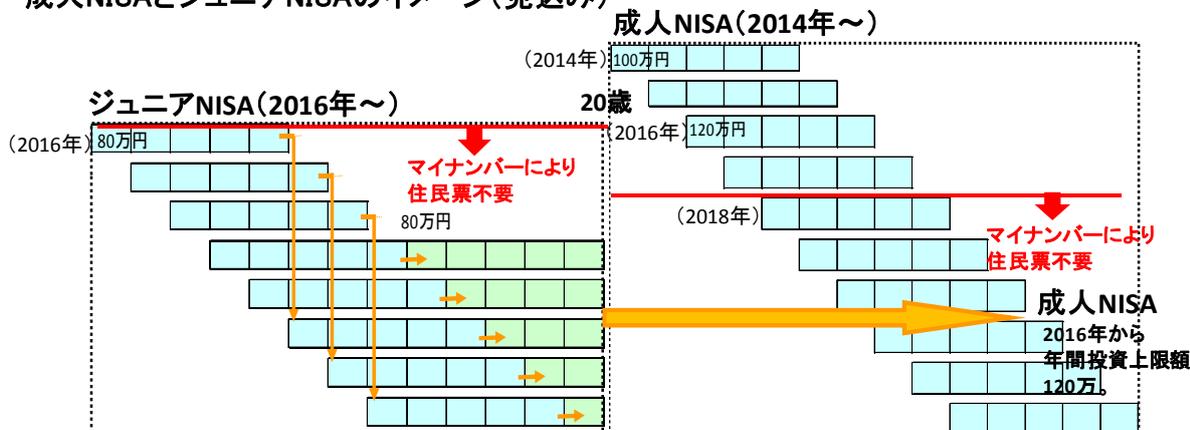
2013年10月～	2015年4月1日～	2015年10月5日～	2016年1月1日～	2017年10月～
NISA口座開設開始	金融機関から税務署への書類提出方法が、e-Tax(電子情報処理組織)に一本化(光ディスク等は廃止)。	マイナンバー通知カードの受取り(ただ、2016年分の成人NISAにおいて2015年末までの申込にマイナンバー不要)	・マイナンバーの利用開始 ・ジュニアNISA口座開設申し込み開始(マイナンバーを提示で住民票の提出不要)	2018年分以降の成人NISAの口座開設は、マイナンバーを提示で住民票は提出不要(見込み)。
【成人NISA】 1カ月半～2カ月程度 (上記は住民票取得の代行サービス利用の場合で、利用しない場合は「申請しても、実際に投資するタイミングは約3か月後になることも」日本証券業協会)。	【成人NISA】	1カ月～1カ月半程度 (住民票取得の代行サービス利用の場合)		【成人NISA】 1～2週間程度
			【ジュニアNISA】 1～2週間程度 (2017年10月～の成人NISAの様になると見なしての予想)	

(出所: 国税庁、金融庁、日本証券業協会、日本経済新聞等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

しかし、マイナンバーから受ける「デメリット」もある。 来年(2016年)1月からの(成人)NISA 新規口座開設において、住民票の写しに加え、マイナンバー提示が必要である一方、ジュニア NISA 新規口座開設ではマイナンバー提示だけで良い事になるなど、混乱を招く可能性である。 来年(2016年)、ジュニア NISA を始めるついでに成人 NISA も、と考える新規投資家が「ジュニア NISA は住民票が不要で、マイナンバー提示が良いですが、成人 NISA は住民票も必要です」などと金融機関に言われると、面倒となろう。 また、マイナンバー提示も紙製「通知カード」もしくは番号付き住民票しかない場合、先述(※1)通り、別途本人確認を裏付ける運転免許証等が必要となり、さらに面倒となろう。

つまり、2017年10月から開始される2018年1月以降のNISA 口座申込みではマイナンバー提示だけでよくなる(見込み)が、それまで住民票やマイナンバーの要不要が混在する事となる。 中には、申込みもマイナンバー提示も全て先送りする(やめてしまう)投資家も出るかもしれない。 ここはせっかくの新規投資家を大事にする為、金融機関による適切な情報提供が大きな役目となろう(*その前に金融機関従業員への研修)。

成人NISAとジュニアNISAのイメージ(見込み)



(出所: 2015年度税制改正関連法等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

*詳細は2015年1月13日付日本版ISAの道 その86及び2015年1月19日付日本版ISAの道 その87参照。

2016年1月から富裕層が毎年3月15日までに税務署へ提出する「財産債務調書」にもマイナンバー記載あり

多くの投資家には関係の無い話と思われるが、2016年1月から富裕層が毎年3月15日までに税務署へ提出する「財産債務調書」にもマイナンバーの記載がある。現行の「財産債務明細書」に代わるもので、現行の「財産債務明細書」の基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」も提出基準となる(平成27年度(2015年度)与党税制改正大綱～URLは後述[参考ホームページ])。従来通り、提出しなくても罰則はないが、将来、記載漏れの判明や申告漏れ等があった場合、この提出が無いと過少(無)申告加算税が5%加重される(*財産債務調書の提出があれば、過少申告加算税が5%軽減される)。「海外に5000万円超の資産を持つ人を対象に昨年からは提出が義務付けられた『国外財産調書』に続き、富裕層の資産を把握するための国税当局の強力な『目』となる法定調書の出現である。」(2015年5月26日付週刊エコノミスト)とされているものである。一部の投資家には理解してほしい点である。

マイナンバーのメリットとデメリットをしっかりと理解、金融機関などが政府と共にマイナンバーを普及、情報提供に努める事が期待される

以上、かなり面倒な話だったかもしれない。だが、金融機関も投資家も十分理解する必要がある重要な話である。その中、「マイナちゃん」が登場した。これはマイナンバー制度の広報用キャラクター「マイナちゃん」の事で、2015年5月26日に甘利・税と社会保障の一体改革担当大臣が若手人気バンド「ゲスの極み乙女。」のヒット曲の替え歌「私以外 私じゃないの 当たり前だけどね だから マイナンバーカード」を披露、そこに「マイナちゃん」がいた事から多くの人に知られる様になった。

しかし実は9カ月前の2014年8月29日に発表されたもの。内閣府大臣官房(内閣官房)によれば、愛称の募集には700件を超える応募があったと言う。ちなみに2013年4月30日に「日本版ISA推進・連絡協議会(現NISA推進・連絡協議会)」が発表した日本版ISAの愛称「NISA」では約7000件の応募があった。マイナ(ちゃん)はニーサの10分の1の知名度と言えるかもしれない。

2015年2月19日に内閣府が公表した「マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関する世論調査」がある。2015年1月において「内容まで知っていた」は28.3%、「内容は知らないが聞いたことがある」が43.0%、「知らなかった」が28.6%だった(懸念も強い～URLは後述[参考ホームページ])。

また、2015年6月3日にトレンドマイクロが公表した官公庁自治体・民間企業への調査結果もある。2015年3月においてマイナンバー制度開始に伴うITシステム「対応完了」は僅か4.3%で「何も決まっていない」が38.5%と(金融だけでは「対応完了」は4.3%で「何も決まっていない」は29.0%)と企業の対応の遅れも見える(～URLは後述[参考ホームページ])。政府(金融庁)が主導する形で、証券会社・銀行・投信会社など民間企業が積極的に情報提供をするなど普及に務めたニーサ(NISA)に比べて、マイナンバーの普及はあまり進んでいないと言える(NISAと住民基本台帳カードの比較は後述)。

マイナンバー制度の広報用ロゴマークと愛称



愛称

「マイナちゃん」

ちなみに、マイナンバーにより新規発行が無くなるのが「住民基本台帳カード」(住基カード)である。2003年8月25日から希望者に交付されてきて10年以上が経過している。それが2014年3月末現在、累計交付枚数約834万枚、有効交付枚数約666万枚と人口1億2688万人(2015年5月1日現在、総務省)に対し各々約6.6、%約5.2%である(総務省「住民基本台帳カード総合情報サイト」～URLは後述[参考ホームページ])。2013年4月～2014年3月の1年では約89万枚である。

住民基本台帳カードの交付状況

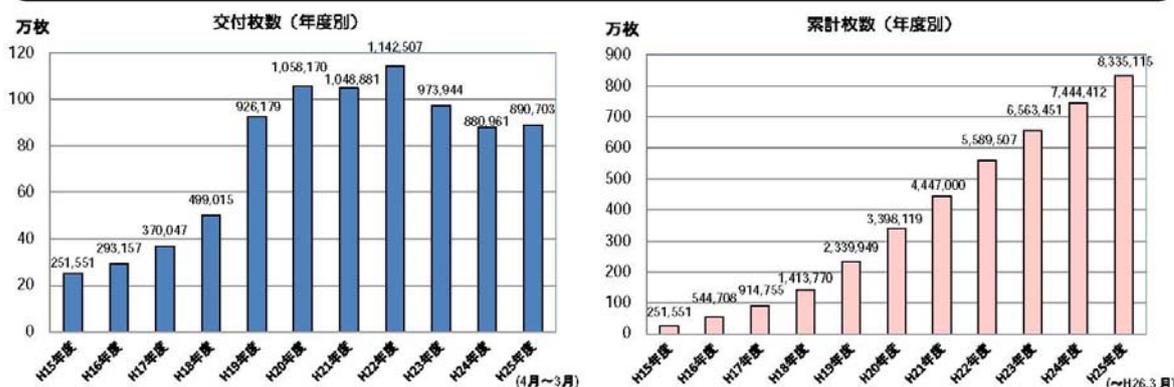
住基カードの交付状況

H25.4月～H26.3月の全国交付枚数 約89万枚
⇒ H26.3.31現在 累計交付枚数 約834万枚 (有効交付枚数 約666万枚)

※仮に、666万枚を全人口(約1億2,837万人、H25.3.31住基人口)で割ると約5.2%

住基カード多目的利用団体数

143市区町村 (H20.4.1現在) ⇒ 202市区町村 (H25.4.1現在)
(H24.4.1時点 185市区町村)



(出所: 総務省「住民基本台帳カード総合情報サイト」～URLは後述[参考ホームページ])

一方でニーサ(NISA)は2013年4月～2014年3月の1年で825万3799口座と、「住民基本台帳カード」(住基カード)が10年以上かけて達成した累計交付枚数に匹敵する数となっている(金融庁「NISA口座の開設・利用状況調査」～URLは後述[参考ホームページ])。マイナンバーが、その前身である住基カードの通りになるとすれば、マイナンバーはニーサ(NISA)の10分の1ペースであると言える。

もちろん、希望者のみの「住民基本台帳カード」(住基カード)と違いマイナンバーは「義務」である。しかし「通知カードの受領拒否や勤務先へのマイナンバー通知拒否に罰則規定はありません。また、事業者が税や社会保険関係の書類に従業員のマイナンバーを記載しなかった場合も同じです。NHKの受信料のようなもので、義務だけれども現実には拒否できてしまうでしょう」(サンデー毎日2015年5月31日号に出ていた白鷗大大学院法学研究科長の石村耕治教授～URLは後述[参考ホームページ])とも言われている。さらに、NISAやジュニアNISAなどはそもそも「希望者」によるもので、マイナンバーによる「デメリット」を受けて、投資家が口座開設を先送り、場合によっては口座開設もやめてしまう可能性もある。2015年6月1日に公表された「約125万件の年金情報流出」は「マイナンバー導入のスケジュールを変更する予定はない」(2015年6月2日に甘利・税と社会保障の一体

改革担当大臣)ものの、投資家のマイナンバー提示への懸念は増加した可能性が高い。

ここは、僅か1年で「住基カード」10年分の口座数を獲得したニーサ(NISA)の拡大を止めない為に、来年(2016年)からの成人NISA 上限拡大やジュニアNISA 創設と言う資産形成のチャンスを無駄にしない為に、マイナンバーのメリットとデメリットをしっかりと理解、金融機関などが政府と共にマイナンバーを普及、情報提供に努める事が期待されよう。2015年10月5日のマイナンバー付番まであと4カ月、2016年1月からのNISA やジュニアNISA の口座申込みでマイナンバーを提示するまであと7カ月、時間はもうあまり無いのだ。

尚、以上について2015年6月8日現在の情報に基づき記載しているものの、今後、内容が変更される可能性もある。最新の報道及び、内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」サイトなどを見ながら、しっかり情報収集をしてほしい(URLは後述[参考ホームページ])。

以 上
(投信調査室 松尾健治、窪田真美)

[参考ホームページ]

2014年5月12日付日本版ISAの道 特別号『投資信託事情』(2014年5月号)抜粋『マイナンバーが証券会社・銀行・生命保険、投信に与える影響』…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140512.pdf>」、
2013年5月13日付日本版ISAの道 その11「マイナンバー法案が衆院で可決! 今後、ISA 口座開設・維持が容易になり、取引金融機関を変更できる可能性。」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130513.pdf>」、政府オンラインの「特集 社会保障・税番号制度<マイナンバー>」サイト
…「<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/point/>」、
内閣官房(内閣府大臣官房)「マイナンバー社会保障・税番号制度」サイト…
「<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>」、
特定個人情報保護委員会「マイナンバーガイドライン」…「<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>」、
国税庁「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」
…「<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/kokuji/0015015/01.htm>」、
国税庁「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」…
「http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kokuzei_kakunin.pdf」、
国税庁「平成28年1月1日前に特定口座開設届出書を提出して特定口座を開設した者は、同日から3年を経過した日(3年経過日)以後最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は配当等の受入れをする日までに、個人番号を告知しなければならない。」…「<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/besshi.htm>」、
2015年3月23日付日本版ISAの道 その94「2016年からの金融所得課税の一体化を考える～外貨建てMMF等投資家が売却益非課税などを享受すべく2015年に投資対象を売却した場合はNISAも検討したい～」…
「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150323.pdf>」、
国税庁「国税の番号制度に関する情報-番号制度に係る税務関係書類の情報提供スケジュール-税務関係書類の番号法に伴う修正内容の情報提供」…「<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>」、
2015年1月14日付閣議決定平成27年度(2015年度)税制改正大綱における金融庁関係の主要項目の概要…
「<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150114-1.html>」、
2015年1月13日付日本版ISAの道 その86「税制改正大綱にジュニアNISA 創設とNISA120万円への引き上げ! 1月から年単位で金融機関の変更が可となり、NISA 拡充に期待が膨らむ中、NISA の2015年分で何に投資する?

NISA の 2014 年分の投資(投信分)を総括!!」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150113.pdf> 」、
2015 年 1 月 19 日付日本版 ISA の道 その 87「ジュニア NISA は 0 歳から始めれば最長 20 年近くが非課税に! 現行
(成人)NISA と合わせ、4 人家族で年 400 万円、累積 2000 万円!! 家計の長期資産形成が大いに期待される。」…
「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150119.pdf> 」、
2015 年 2 月 27 日付日本経済新聞朝刊「子ども NISA、来年 4 月から マイナンバーで開設 OK :日本経済新聞」…
「 http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS26H1A_W5A220C1MM8000/ 」、
2014 年 2 月 6 日付ロイター「アングル:NISAの稼働率低迷、長い『待ち時間』に冷める投資熱」…
「 <http://jp.reuters.com/article/JPbusinessmarket/idJPTYEA1507G20140206> 」、
平成 27 年度(2015 年度)与党税制改正大綱…「 http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1.pdf 」、
内閣府「マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関する世論調査」…「 <http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h26/h26-mynumber.pdf> 」、
2015 年 6 月 3 日にトレンドマイクロが公表した官公庁自治体・民間企業への調査結果…
「 http://www.trendmicro.co.jp/jp/about-us/press-releases/articles/20150520054603.html?cm_re=news-_-corp-_-press 」、
総務省「住民基本台帳カード総合情報サイト」…「 <http://juki-card.com/about/index.html> 」(住民基本台帳カードの
交付状況…「 <http://juki-card.com/about/card-20140331.pdf>)),
2015 年 4 月 24 日付金融庁「NISA口座の開設・利用状況調査」(平成 26 年 12 月末時点)の「NISA口座の利用状
況について」…「 <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20150424-1.html> 」、
サンデー毎日 2015 年 5 月 31 日号「丸ごと分かるマイナンバー通知まであと 5 カ月 12 ケタの『国民総背番号制』で
世の中はこう変わる!」…「 <http://mainichibooks.com/sundaymainichi/society/2015/05/31/post-99.html> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。
本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
 - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
 - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
 - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。